

酒田港ほか船舶台風・低気圧等対策要領

山形県船舶安全対策協議会

平成 22 年 12 月 6 日(制定)

平成 27 年 6 月 15 日(一部改正)

1. 船舶台風・低気圧等対策

山形県に『台風』が接近し、又は『発達した低気圧等』の影響を受けるおそれがある場合、県内の主要港「酒田港」、「加茂港」、「由良漁港」及び「鼠ヶ関港」における船舶台風・低気圧等対策は次のとおり。ただし、県内その他の港湾・漁港等においても参考として差し支えない。

(1)各港共通

台風や発達した低気圧等(以下「台風等」という。)の動静は、予め公共放送その他の手段により把握することが可能であり、台風等の襲来まで時間的に余裕があることから、十分に余裕をもって対応を行なう。

特に、夜間の襲来(ピーク)が予想される場合は、『人命安全』を最大限に考慮して昼間に必要な措置を講ずること。

- ・ 係留施設において待機することが適当であると判断される船舶は、係留索の増し取り対策等の係留を安全にする。陸揚げが可能な小型船(プレジャーボート、小型漁船等)は、陸揚げ固縛する。
- ・ その他、別表『台風・低気圧等に対する船舶対応表』により実効に適した対応を行なう。

(2)酒田港

前号(1)のほか次のとおり。

なお、主に大型船、中型船(石炭船、危険物積載船その他の貨物船等)を対象とする。

- ・ 在泊船舶は、港則法施行規則(昭和 23 年運輸省令第 29 号)第 7 条に定める『荒天準備等』をする。
- ・ 在泊することで危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、機を逸することなく自主的・積極的に出港し、台風等の影響を受けない港外、沖合等の安全な海域に避難する。大型船(総トン数 1 万トン以上)は、原則として港外退避とする。
- ・ 酒田港を仕向地として入港しようとする船舶で危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、台風等の影響に考慮して、予め台風等の影響を受けない港外、沖合その他の避泊地等の安全な海域に避難(待機)し、台風等の影響がなくなり、当港の安全を確認した上で入港する。

【参考】港則法施行規則(昭和 23 年運輸省令第 29 号)第 7 条の条文

港内に停泊する船舶は、異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、適当な予備びょうを投下する準備をしなければならない。この場合において汽船は、更に蒸気の発生その他直ちに運航できるように準備をしなければならない。

2．情報伝達

酒田海上保安部から関係機関・団体(以下「関係機関」という。)に伝達された台風等情報は、これら関係機関を通して訪船、電話、FAX、漁業無線その他の手段により、直ちに所属船舶・取扱船舶等へ連絡する。

3．その他

今後、新たな台風等に関する調査研究が行なわれた場合は、その報告内容を踏まえ、船舶台風・低気圧等対策の見直しを図るものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 15 日から適用する。

台風・低気圧等に対する船舶対応表

段階の種類	船 舶 の 対 応							
	港 内 着 岸 船			錨 泊 船		航 行 船		
	大型船	中型船	小型船	大型船	中型船	大型船	中型船	小型船
警戒勧告 (第一体制)	荷役・作業中止 又は早期完了 港外退避準備	荷役・作業中止 又は早期完了 係留強化準備 又は港外退避 準備	係留強化準備又は 陸揚げ固縛準備	機関使用 港外避難準備	機関使用 港外避難準備 又は着岸のうえ 係留強化準備	入港見合せ港外 避難準備	着岸のうえ係留 強化準備又は 入港見合せ 港外避難準備	着岸のうえ 係留強化準備、 陸揚げ固縛 準備
避難勧告 (第二体制)	港外退避	係留強化又は 港外退避	係留強化又は 陸揚げ固縛	港外退避	港外退避又は 係留強化	港外退避	係留強化又は 港外退避	係留強化又は 陸揚げ固縛

危険物積載船舶、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先する。

警戒勧告（第一体制）： 港内又は港の境界付近にある船舶に対し、『避難勧告（第二体制）』（以下「避難勧告」という。）の準備作業となる荒天準備等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。

表中の措置は、『避難勧告』の発出に備え、最低限の措置として速やかに行なわなければならない。

ただし、船長が危険防止のために必要であると判断した場合は、『避難勧告』の発出がなくとも自主的・積極的に避難勧告の措置を行なうことができる。

避難勧告（第二体制）： 『警戒勧告（第一体制）』が発出されている状況下において、港内又は港の境界付近にある船舶に対し、港外退避、係留強化等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。

ただし、事態の推移によって、直接『避難勧告』が発出される場合がある。

大型船： 総トン数1万トン以上の船舶（山形県船舶安全対策協議会により合意を得た基準）をいう。

中型船： 総トン数1万トン未満の小型船を除く船舶をいう。

小型船： 総トン数20トン未満の船舶の船舶をいう。

港外退避： 台風等の影響を受けない港外、沖合い、避泊地等に避難する。

機関使用： 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより風浪に対応する。